

令和5年度

第1回

湧別町国民健康保険運営協議会議案

日 時 令和5年6月8日(木) 午後6時30分

場 所 文化センターTOM 研修室

湧別町国民健康保険運営協議会委員名簿

【任期：令和5年3月1日～令和8年2月28日】

区 分	氏 名	住 所
被保険者を代表する委員	北 村 茂	上湧別屯田市街地
	久 保 美恵子	芭 露
	深 澤 繁 子	緑 町
保険医又は保険薬剤師 を代表する委員	澁 谷 努	中湧別中町
	竹 林 秀 人	上湧別屯田市街地
	桂 敦 史	中湧別北町
公益を代表する委員	後 藤 哲 司	中湧別南町
	加 藤 明 美	港 町
	上 松 晶 子	南兵村二区

会議次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 案

(1) 報告第1号 令和4年度湧別町国民健康保険特別会計決算について

(2) 議案第1号 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号

令和4年度湧別町国民健康保険特別会計決算について

令和4年度湧別町国民健康保険特別会計決算は次のとおりとする。

記

別紙のとおり

令和5年6月8日提出

湧別町長 刈田智之

令和4年度湧別町国民健康保険特別会計決算

【歳入】

(単位：円)

科目	令和4年度		前年度決算額	前年度決算額との比較	備考	
	予算額	決算額				
保険税	現年度分	457,483,000	457,129,900	413,837,200	43,292,700	医療分、後期分、介護分
	滞納繰越分	5,504,000	4,226,253	6,235,580	△ 2,009,327	
使用料及び手数料	50,000	41,100	49,100	△ 8,000	保険税督促手数料	
道支出金	957,368,000	908,865,720	898,985,205	9,880,515	保険給付費等交付金	
財産収入	10,000	9,317	17,051	△ 7,734	基金利子収入	
繰入金	98,835,000	98,461,723	127,323,284	△ 28,861,561	一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、基金繰入金	
繰越金	4,585,000	4,585,148	6,375,962	△ 1,790,814	前年度からの繰越金	
諸収入	934,000	1,834,027	1,797,746	36,281	保険税に係る延滞金、返納金、特定健診自己負担分等	
国庫支出金			674,000	△ 674,000		
歳入合計	1,524,769,000	1,475,153,188	1,455,295,128	19,858,060		

【歳出】

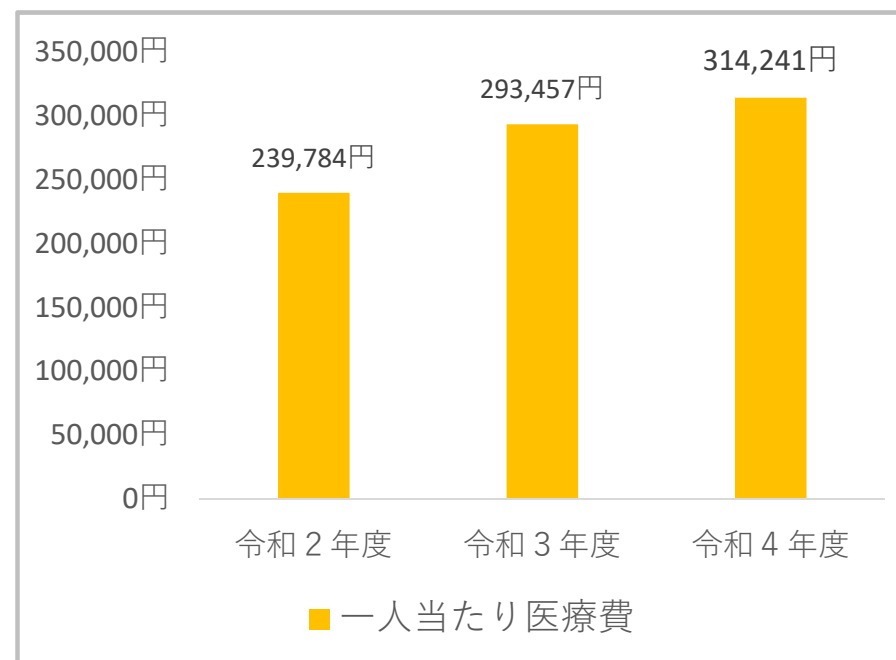
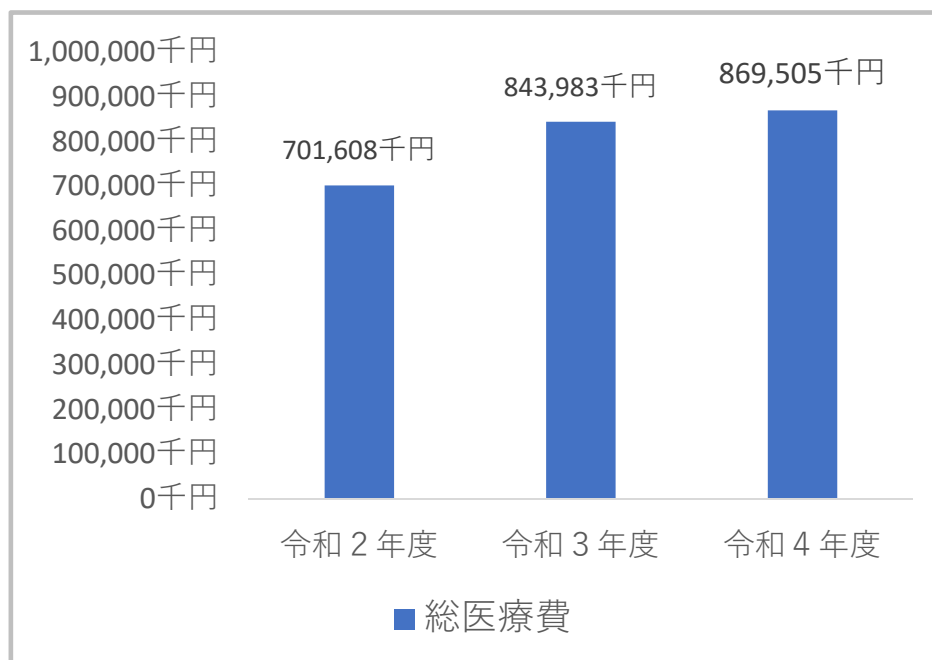
科目	令和4年度		前年度決算額	前年度決算額との比較	備考
	予算額	決算額			
総務費	26,192,000	25,491,769	29,398,415	△ 3,906,646	職員給与費、一般管理費、徴税費、運営協議会費
保険給付費	925,784,000	877,786,499	855,993,307	21,793,192	療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金
国民健康保険事業費納付金	557,282,000	557,282,000	550,611,000	6,671,000	国保都道府県化に係る北海道へ納める納付金
保健事業費	12,530,000	11,503,631	11,587,394	△ 83,763	特定健診費用、予防接種扶助費、医療費通知等
基金積立金	10,000	9,317	17,051	△ 7,734	基金利子積立金
その他	2,971,000	1,473,600	3,102,813	△ 1,629,213	保険税還付金、国庫負担金精算に係る返還金等
歳出合計	1,524,769,000	1,473,546,816	1,450,709,980	22,836,836	

歳入合計	1,475,153,188
歳出合計	1,473,546,816
歳入歳出差引額 (繰越額)	1,606,372

○被保険者数の推移（各年度末）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備 考
世 帯 数	1, 4 6 8 世帯	1, 4 2 5 世帯	1, 3 8 5 世帯	対前年比 △40世帯
被保険者数	2, 9 9 9 人	2, 8 9 6 人	2, 7 6 8 人	対前年比 △128人
前期高齢者 (65歳～74歳)	1, 0 7 8 人	1, 0 6 1 人	1, 0 0 6 人	対前年比 △55人

○医療費の推移（総医療費及び一人当たり医療費の推移）



○収納率の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
現年度分	一般被保険者	98.81%	99.24%	98.33%	対前年比 △0.91%
	退職被保険者	0.00%	0.00%	0.00%	
	合計	98.81%	99.24%	98.33%	対前年比 △0.91%
滞納繰越分	一般被保険者	24.19%	24.46%	19.23%	対前年比 △5.23%
	退職被保険者	4.18%	0.76%	0.47%	対前年比 △0.29%
	合計	23.70%	23.87%	18.70%	対前年比 △5.17%

○国民健康保険財政調整基金額の推移

令和4年度	当初基金残高	157,511千円
	取崩額	21,900千円
	積立額	9千円
	年度末基金残高	135,620千円
(参考) 令和5年度	取崩見込額	39,818千円

議案第 1 号

湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

湧別町国民健康保険条例（平成21年条例第130号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和5年6月8日提出

湧別町長 刈 田 智 之

1. 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について①

令和5年度税制改正大綱が令和4年12月23日に閣議決定され、地方税法施行令が改正されたことによる条例改正。

改正内容

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円（改正前20万円）に引き上げるもの。（第2条第3項）

区分	令和4年度（現行）	令和5年度（改正後）	引き上げ額
医療分	65万円	65万円	—
支援金分	20万円	22万円	2万円
介護分	17万円	17万円	—
合計	102万円	104万円	2万円

【賦課限度額の見直しの背景】

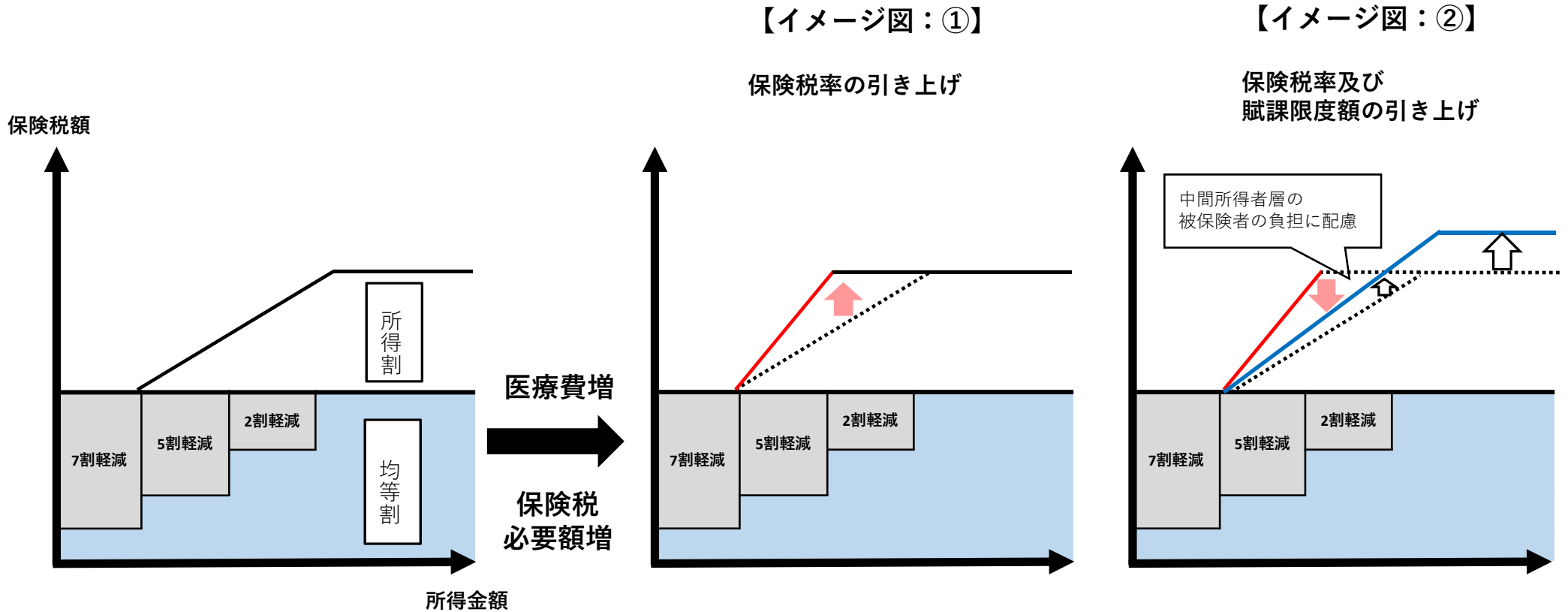
※社会保障審議会医療保険部会資料抜粋

- 医療保険制度における保険料負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしている。
- 高齢化等の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、
 - ・保険料負担の上限を引き上げずに、保険料率の引き上げにより必要な保険料収入を確保することとすれば、高所得者層の負担は変わらない中で、中間所得者層の負担が重くなる。【イメージ図：①】
 - ・保険料負担の上限を引き上げることとすれば、高所得者層により多く負担いただくこととなるが、中間所得者層の被保険者に配慮した保険料設定が可能となる。【イメージ図：②】

【イメージ図】

※医療費が増加し確保すべき保険税収入額が増加した場合において、必要な保険税収入を確保するため、

- ①保険税率の引き上げ
- ②保険税率及び賦課限度額の引き上げを行った場合



1. 湧別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について②

令和5年度税制改正大綱が令和4年12月23日に閣議決定され、地方税法施行令が改正されたことによる条例改正。

改正内容

国民健康保険税の均等割額及び平等割額における、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額の引き上げ。
(第23条)

区分	改正前	改正後
7割軽減基準額	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	変更なし
5割軽減基準額	43万円 + 28万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 29万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減基準額	43万円 + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 53万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数※) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直し

※特定同一世帯所属者：同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

【具体例】

給与所得者数が2名の世帯のケース

● 5割軽減の場合

(改正前)

$$43万円 + 28万5千円 \times 2名 + 10万円 \times (2-1) = 110万円以下の世帯が対象$$

(改正後)

$$43万円 + 29万円 \times 2名 + 10万円 \times (2-1) = 111万円以下の世帯が対象$$